

「中小企業支援事業の実施に関する基準を定める省令及び中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則の一部を改正する省令案」に対する意見公募の結果について

令和4年3月25日
中 小 企 業 庁
経 営 支 援 課

令和4年1月27日から令和4年2月25日までの間、「中小企業支援事業の実施に関する基準を定める省令及び中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則の一部を改正する省令案」に対する意見公募を行いましたところ、以下の通り御意見をいただきました。

今般、お寄せいただいた御意見の概要と御意見に対する考え方を取りまとめましたので公表いたします。

今回の意見公募に御意見をお寄せいただきました皆様に厚く御礼申し上げます。

1. 実施期間等

- (1) 募集期間：令和4年1月27日（木）～令和4年2月25日（金）
- (2) 実施方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）に掲載
- (3) 意見提出方法：e-Gov 意見提出フォーム、郵送、FAX

2. 御意見の総数

7件

（本件意見募集とは直接関係のない御意見に対して、中小企業庁の考え方を示しておりませんが、承っております。）

3. 御意見の概要及び御意見に対する考え方

別紙のとおり

4. 本件に関するお問い合わせ先

中小企業庁 経営支援部 経営支援課

電話：03-3501-1763